

(別紙)

○ 課徴金の額の計算方法について

- 1 金融商品取引法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格1,550円に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(1,550円×16,600株)

－(554円×500株+629円×500株+630円×500株+649円×1,000株
+650円×3,000株+658円×200株+660円×500株+670円×500株
+671円×1,000株+673円×500株+677円×600株+678円×600株
+680円×300株+682円×2,500株+684円×500株+685円×500株
+688円×300株+693円×300株+694円×100株+695円×200株
+696円×500株+697円×500株+698円×500株+699円×500株
+705円×500株)

=14,643,700円

- 2 金融商品取引法第176条第2項の規定により、課徴金の額は、上記1で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てた14,640,000円となる。